

第2次安平町総合計画 中期基本計画 策定方針



平成30年7月
政策推進課

1 はじめに

平成29年3月に第2次安平町総合計画 基本構想を策定し、『育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち』の実現に向けた取り組みを進めています。

この策定方針は、基本構想を実現するための中期的な指針として策定している前期基本計画が平成30(2018)年度をもって満了することから、平成31(2019)年度から4カ年を計画期間とする第2次安平町総合計画 中期基本計画を策定するための基本的な方針を示したものです。

2 総合計画の位置付け

- ◇安平町まちづくり基本条例第23条において、長期的な展望に立ち、総合的で計画的な町政運営を進めるための最上位計画として総合計画の策定を義務付け、その構成は「基本構想」「基本計画」とすることが規定されています。
- ◇安平町議会基本条例第3条により、「基本構想」「基本計画」は議決案件となっています。

3 総合計画の計画期間、策定にあたっての基本事項等

(1) 第2次安平町総合計画の期間、構成

ア	基本構想	平成29(2017)年度～平成38(2026)年度	[10年間]
イ	基本計画	前期基本計画	平成29(2017)年度～平成30(2018)年度 [2年間]
		中期基本計画	平成31(2019)年度～平成34(2022)年度 [4年間]
		後期基本計画	平成35(2023)年度～平成38(2026)年度 [4年間]
ウ	実施計画	基本は各年度において3年間の計画を策定し、毎年度見直しを行う。 ただし、基本計画の策定年度については、4年間の計画を策定。	

●基本構想（10年間）

長期的な指針として、当町の将来像や施策の大綱を示すものです。

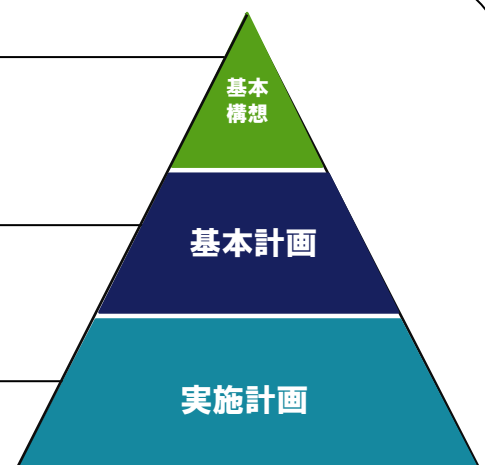
●基本計画（前期2年間、中期4年間、後期4年間）

基本構想を実現するための中期的な指針となるものです。項目別に現状と課題、施策や事業の方向性などを示し、施策の達成度を測るための成果指標を設定します。

●実施計画（3年間とし、毎年度見直し）

基本計画に基づいた主要事業（事務事業）の具体的内容を集約したものであり、予算編成の指針となります。社会経済情勢等の変化に柔軟に対応するため、向こう3カ年の事務事業計画を毎年度見直し繰り返します。

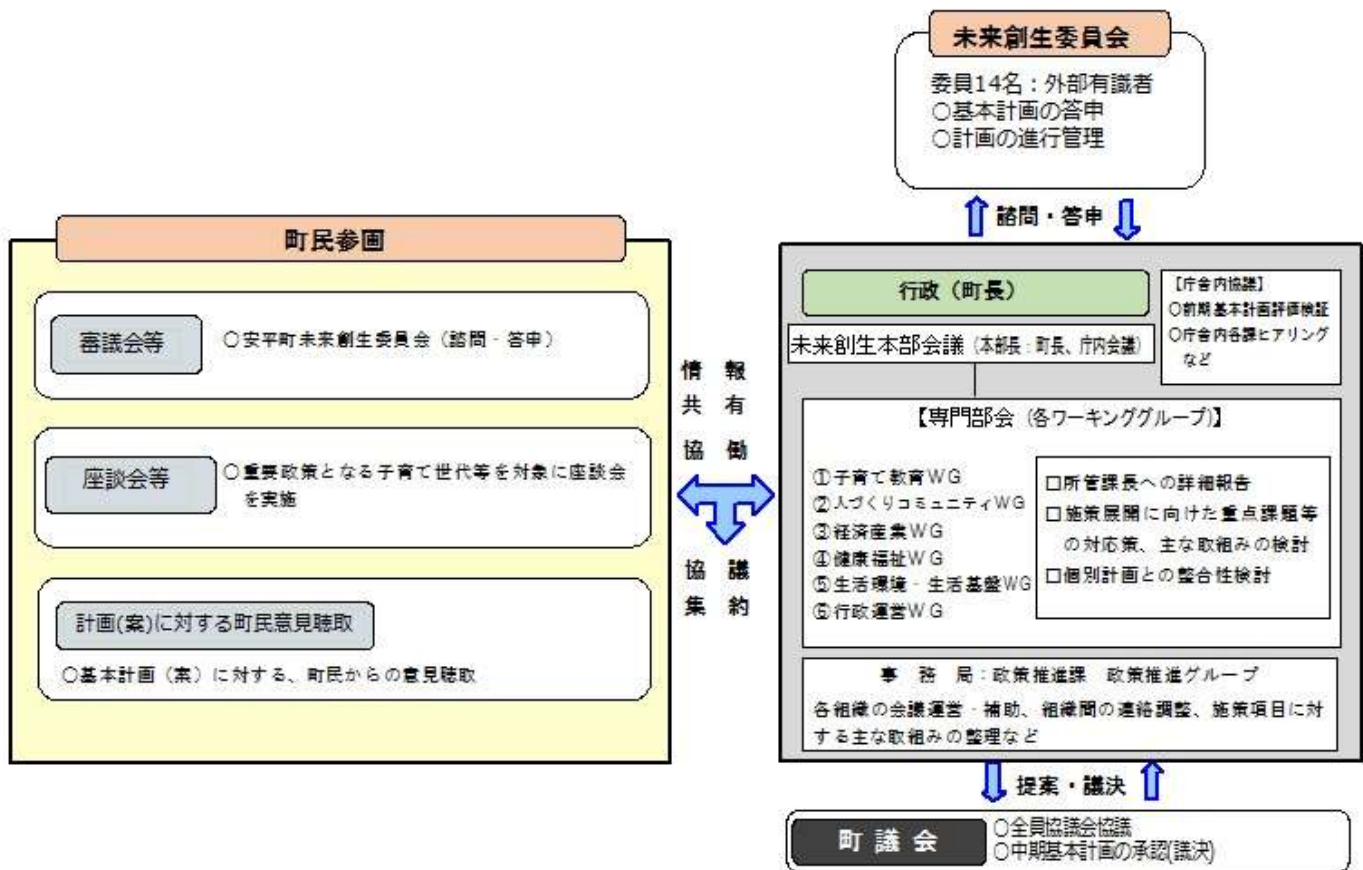
* 中期基本計画・後期基本計画の策定年度に限り、財政計画と整合性を図るため4年間とする。



4 町民参画

町民参画の種類	内 容
① 安平町未来創生委員会	町長の諮問により、中期基本計画の策定に関して調査審議し、答申を行う。
② 座談会 (モニター制度・ワークショップ)	子育て世代を主な対象に、重点課題である子育て・教育施策に係る意見等についての座談会を開催。 *任意抽出(年齢要件等)や子育てLine通知による参加者の確保等を検討 *追分・早来で各1回、計2回を予定
③ 町民意見聴取(パブリックコメント)	中期基本計画(案)について、町民意見を聴取し、その反映結果を公表するもの。

5 計画策定体制のイメージ



【庁舎内組織】安平町未来創生本部及び専門部会(ワーキンググループ)

設置趣旨	総合計画の策定に係る全庁的な合意形成及び十分な連絡調整を図るとともに、これらの進行管理を図る。
構成	◇本部長—町長 副本部長—副町長 各部署の課長職、参事職で構成 ◇必要時に応じて専門部会を設置(6部会～総合計画の施策分野別)

6 全体スケジュール（イメージ）

	平成30(2018)年度												平成31 (2019)年度		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
町民参画				座談会							パブコメ				
未来創生委員会			委員会①	委員会②				委員会③			委員会④		2019年度以降は進行管理と外部評価の役割		
未来創生本部会議			会議	→											
未来創生本部 専門部会			部会	→											
策定作業			策定方針決定	作業開始 ・前期基本計画の評価検証作業 ・施策展開に向けた方向性調整			基本計画 入力開始		素案 作成						
議会				議会説明			議会説明			3月議会 提案					
				→			必要に応じて議会説明			→					
計画書の印刷製本等												印刷 製本			
広報・住民周知				広報特集						広報特集			広報 特集		
町ホームページ		随時 掲載・更新		→											